近代日本の衣服用語

――統計用語変遷の意味――

岩　本　真　一

今日ヨウフクなどと謂って有難がっている衣服と，ほぼ同型のものを最初から着ていたのである（柳田国男）[1]。

はじめに――問題の所在と本稿の課題

20世紀前半の政府統計にみられる衣料品関連の区分は現代に通じた理解が難しい。

同一の衣料品でも呼称は様々である。日本の場合，20世紀最初の四半世紀の間に，生産財のミシンと消費財の衣料品が急速に多様化した事態[2]によって衣服用語は収拾不能な状態に陥った。乏しい統計区分名の中へ実に様々な衣料品が包含されたが，他方で様々な業界用語や流行語が併存し，既に20世紀初頭にはカタカナが大きな比重を占めはじめた[3]。これらの混在に一定の見通しが与えられたのは1930年代末に始まった戦時衣料統制であり，この時点で政府の衣料品把握と区分名が多少なりとも明確になり，20世紀後半に通じる細分化が実現した。

衣服用語は，貿易統計や生産統計に表記された場合と，同時代の雑誌や新聞の広告，それに衣料品消費者の記憶など，総じて民俗的な次元で呼称された場合との間に大きな落差をもつ。衣服文化史や社会史で取り上げられる衣服用語は後者に依拠している。これらの研究分野からは衣服消費の断面を知ることが可能であり，比較的豊富な用語群が存在した[4]。しかし，そのままでは貿易統計や生産統計の乏しい品目区分と接続することは難し

1）この文章は1939年に書かれた国民服批判「国民服の問題」の一部である。ここで柳田は20世紀初頭から政府官僚や知識人たちの間で断続的に行なわれた衣服改良案をほぼ全面的に否定している。引用文の典拠は，『柳田国男集９』筑摩書房，1981年，52ページ。または，『木綿以前の事』岩波文庫版，1979年，61ページ。

2）20世紀前半のミシン多様化とそれに牽引された衣料品の多様化については以下を参照。岩本真一「日本におけるミシン輸入動向と衣服産業の趨勢――20世紀転換期の大蔵省主税局編『外国貿易概覧』を中心に」（『大阪経大論集』第59巻２号，2008年７月）。

3）詳細は以下を参照。岩本真一「19世紀後半～20世紀前半の日本におけるミシン普及の趨勢と経路――マルクスのミシン論に触れて」（大阪経済大学日本経済史研究所編『経済史研究』第11号，2008年３月）。

4）この特徴には逆に悪弊もある。衣服史や衣服文化史は，時代を超える衣服の形態を無視し，各時期に利用されたファッション用語群を無反省に転用してきたことから，実態は衣服用語史という特徴を有する。これらの点に関する詳細は以下を参照。岩本真一「衣服用語の100年――衣服史研究の諸問題と衣服産業の概念化」（『産業と経済』第23巻３・４号，奈良産業大学経済経営学会，2009年

い。すなわち，経済統計で扱われる輸入品・国産品と文化史で扱われる衣料品とが，互いにどのような関係にあるかという問題は不明瞭なのである。さらに，統計区分に包含される品目・製品も不明瞭であり，品目名と指示品目（現物）の同一性が保証されていないといった点など，衣服用語には問題が多い[5]。

そこで，本稿はこのような困難を多少なりとも緩和させるために統計用語の変遷を追い，指示対象に対し可能な限りの解釈を施す。具体的には，19世紀末から20世紀中期までを対象に貿易統計や生産統計にみられる衣服用語を取り上げ，実際にどのような用語が利用され，どのような品目が包含されたのかを検討・推測する。また，可能な限り戦中・戦後の統計へトレースを行なう。このような作業を通じて，広く文化史や産業史を含む近代日本衣服史に，困難な試みとはいえ一定の見通しを与えていく契機としたい。

Ⅰ　『大日本外国貿易年表』

１　用語一覧と特徴

（１）用語一覧

以下では大蔵省『大日本外国貿易年表』（以下『貿易年表』と略す）の1885年版から10カ年おきに衣服用語を選出し，輸入と輸出に分けて一覧化した。紙幅の都合上，一部を除いては，1885年・1895年・1905年・1915年・1924年の５カ年を対象にした。

このうち，輸入品目が表１〔『貿易年表』の衣服用語―輸入〕，輸出品目が表２〔『貿易年表』の衣服用語―輸出〕である。表１・２ともに『貿易年表』記載の日本語を第１段，外国語を第２段に記載通り示した。第３段は戦後に刊行されたファッション辞典を元に，全品目名のカタカナ化を試みたものである。

なお，『貿易年表』1885・95年版では大分類名が輸出入によって異なり，輸入が「衣服及附属品類」，輸出が「布帛衣裳及其材料類」である。1905・15年版では輸出入を問わず「衣服及附属品」で統一された。

表の作成にあたっては，「身辺粧飾用細貨類」（Jewelry for personal adornment）該当のいわゆるアクセサリー類（櫛，腕輪など）や手拭・ハンカチーフ・タオル等は省いた。なお，別の大分類に含まれている服飾品や関連品には傘や鞄などがあるに過ぎず，衣料品目として計上されたと考えられるものは見あたらない。

なお，カタカナ化に際し以下のような処理を行った。まず，「&」と「and」は省略した。また，素材表記に漢字を使用した。天然繊維は「／」以下に漢字で表示した。原文品目名に地域が表示されている場合（Chinese 等）は「○○風」といった濁した表現を用いた。この場合の Chinese とは輸出国名ではないからである。また，複数形英単語の扱いは辞書類での慣行に従った。

３月）。

5）統計のみならず，経済学や経営学でいわれる「商品」は主要概念にも関わらず不明瞭である。具体的には，商品コード表において背広という衣服が商品であると認定するにも説得性に欠けるという点は，塩沢由典「概説」（進化経済学会編『進化経済学ハンドブック』共立出版，2006年）を参照。

表１ 『貿易年表』の衣服用語―輸入

〔1885年〕

衣服及附属品類	Clothing & Apparel.	クローシング，アパレル
長靴及短靴	Boots and Shoes	ブーツ，シューズ
支那靴	Boots and Shoes Chinese	ブーツ，シューズ／中華風
袴釣	Braces and Suspenders	ブレス，サスペンダー
領襟	Collars	カラー
手袋	Gloves	グローブ
帽子類	Hats, Caps, &c.	ハット，キャップ，他
襟飾	Neck-ties	ネクタイ
襟巻	Scurfs and Tippets	スカーフ，ティペット
肩衣	Showls	ショール
襦袢	Shirts	シャツ
牀靴	Slipers	スリッパ
足袋	Socks and Stockings	ソックス，ストッキング
綿メリヤス肌衣	Under-shirts and Drawers, Cotton	アンダーシャツ，ズロース／綿
毛メリヤス肌衣	Under-shirts and Drawers, Woollen	アンダーシャツ，ズロース／毛
毛綿メリヤス肌衣	Under-shirts and Drawers, Woollen and Cotton Mixture	アンダーシャツ，ズロース／毛綿混合
其他諸肌衣類	Under-shirts and Drawers, All other	アンダーシャツ，ズロース／他素材
雨衣	Water-proof Coats	ウォータープルーフ・コート
其他諸衣服及附属品類	All other Clothing and Apparel	その他全クローシング，アパレル

〔1895年〕

衣服及附属品類	Clothing & Apparel.	クローシング，アパレル
長靴及短靴	Boots and Shoes	ブーツ，シューズ
支那靴	Boots and Shoes Chinese	ブーツ，シューズ　チャイニーズ
袴釣	Braces & Suspenders	ブレス，サスペンダー
領襟	Collars	カラー
襟巻	Comforters & Tippets	コンフォーター，ティペット
手袋	Gloves	グローブ
帽子	Hats, Caps, &c.	ハット，キャップ
襟飾	Neck-ties	ネクタイ
肩衣	Showls	ショール
襦袢	Shirts	シャツ
牀靴	Slipers	スリッパ
足袋	Socks & Stockings	ソックス，ストッキング
綿メリヤス肌衣	Under-shirts & Drawers, Cotton	アンダーシャツ，ズロース／綿
毛メリヤス肌衣	Under-shirts & Drawers, Woollen	アンダーシャツ，ズロース／毛
毛綿メリヤス肌衣	Under-shirts & Drawers, Woollen & Cotton Mixture	アンダーシャツ，ズロース／毛綿混合
其他諸肌衣類	Under-shirts & Drawers, other	アンダーシャツ，ズロース／他素材
雨衣	Water-proof Coats	ウォーター・プルーフ・コート
其他諸衣服及附属品類	All other Clothing and Apparel	その他全クローシング，アパレル

〔1905年〕

衣服及附属品	Clothing & accessories.	クローシング，アクセサリー
長靴及短靴	Boots & shoes	ブーツ，シューズ
袴釣	Braces & suspenders	ブレス，サスペンダー
襟巻	Comforters, neckerchiefs or mufflers	コンフォーター，ネッカチーフ，マフラー
手袋	Gloves	グローブ
革製	Leather	レザー
其他	Others	他素材
帽子	Hats, caps & bonnets	ハット，キャップ，ボンネット
フェルト製	Felt	フェルト
其他	Others	他素材
襟飾	Scarfs & neckties	スカーフ，ネクタイ
肩衣	Shawls	ショール
絹入製	Silk, in part	絹（一部）
其他	Others	他素材
足袋	Socks & hoses or stockings	ソックス，ホーズ，ストッキング
綿メリヤス肌衣	Undershirts & drawers, cotton	アンダーシャツ，ズロース／綿
毛メリヤス肌衣	Undershirts & drawers, woolen	アンダーシャツ，ズロース／毛
毛綿メリヤス肌衣	Undershirts & drawers, woolen & cotton mixture	アンダーシャツ，ズロース／毛綿混合
其他諸衣服及附属品	All other clothing and accessories	その他全クローシング，アクセサリー

〔1915年〕

衣服及同附属品	Clothing & accessories thereof.	クローシング，そのアクセサリー
肌衣	Undersirts & drawers	アンダーシャツ，ズロース
綿メリヤス製	Knitted of cotton	ニット／綿
毛及毛綿メリヤス製	Knitted of wool, or wool & cotton	ニット／毛か毛綿混合
其他	Other	他素材
手袋	Gloves	グローブ
革製	Of leather	レザー
其他	Other	他素材
足袋	Stockngs & Socks	ソックス，ストッキング
帽子及帽体	Hats & hat bodies, caps, bonnets & hoods	ハット，ハット帽体，キャップ，ボンネット，フード
フェルト製帽子	Hats, of felt	ハット／フェルト
フェルト帽体	Hat bodies, of felt	ハット帽体／フェルト
其他	Other	他素材
靴其他ノ履物	Boots, shoes, slippers, sandals, clogs & the like	ブーツ，シューズ，スリッパ，サンダル，クロッグ，他
護謨製長靴	Boots, of india-rubber	ブーツ／インド風ゴム
護謨製履靴	Over shoes, of india-rubber	オーバーシューズ／インド風ゴム
其他	Other	他素材
其他ノ衣類，同附属品及部分品	All other clothing & accessories orparts thereof	その他全クローシング，アクセサリー，部分品

出典：大蔵省『大日本外国貿易年表』各年版より作成。カタカナ化にあたり，『田中千代 服飾事典』（文化出版局編集発行，1979年）をベースに，適時，井上孝編『現代繊維辞典』（センイ・ジヤァナル，1965年），杉野芳子編『（最新）図解服飾用語事典』（鎌倉書房，1986年）を参照した。

表２　『貿易年表』の衣服用語―輸出

〔1885年〕

布帛衣裳及其材料類	Textile Fabrics, Clothing & Raw Materials thereof.	織編物品，クローシング，素材
綿メリヤス肌衣	Cotton Undershirts & Drawers	アンダーシャツ，ズロース／綿
手袋	Gloves	グローブ
帽子	Hats and Caps	ハット，キャップ
靴類	Shoes and Boots	シューズ，ブーツ
絹製品類	Silk Manufactures, All other	他のマニュファクチャ品／絹
足袋	Socks	ソックス
其他諸衣裳及附属品類	All other Clothing and Apparel	その他全クローシング，アパレル

〔1895年〕

布帛衣裳及其材料類	Textile Fabrics, Clothing & Raw Materials thereof.	織編物品，クローシング，素材
綿メリヤス肌衣	Cotton Undershirts & Drawers	アンダーシャツ，ズロース／綿
手袋	Gloves	グローブ
帽子	Hats and Caps	ハット，キャップ
靴	Shoes and Boots	シューズ，ブーツ
絹布手巾	Silk Handkerchiefs	ハンカチーフ／絹
絹製品類	Silk Manufactures, All other	他のマニュファクチャ品／絹
足袋	Socks	ソックス
其他諸衣裳及附属品類	All other Clothing and Apparel	その他全クローシング，アパレル

〔1905年〕

衣服及附属品	Clothing & accessories.	クローシング，アクセサリー
履物	Clogs, sandals, &c., Japanese	クロッグ，サンダル，他／日本風
綿メリヤス肌衣	Cotton Undershirts & Drawers	アンダーシャツ，ズロース／綿
洋服	European clothing	ヨーロッパ風クローシング
手袋	Gloves	グローブ
帽子	Hats, caps & bonnets	ハット，キャップ，ボンネット
麦稈製	Straw	ストロー
其他	Others	他素材
襟飾	Neckties & scarfs	ネクタイ，スカーフ
洋服用シャツ	Shirts, stiffened	糊付シャツ
襦袢及股引	Shirts & drawers	シャツ，ズロース
綿縮製	cotton crapes	クレープ／綿
綿フランネル製	cotton flannels	フランネル／綿
網製	cotton net	ネット／綿
絹製	Silk	絹
其他	Others	他素材
靴	Shoes and Boots	シューズ，ブーツ
絹製寝衣	Silk nightgowns	ナイトガウン／絹
絹製肩衣	Silk shawls	ショール／絹
牀靴	Slippers	スリッパ
靴足袋	Socks & stockings, for boots or shoes	ソックス，ストッキング　ブーツ用・シューズ用
其他諸衣服及附属品	All other clothing and accessories	その他全クローシング，アクセサリー

〔1915年〕

衣服及附属品	Clothing & accessories.	クローシング，アクセサリー
洋服用シヤーツ	Shirts, stiffened	糊付シャツ
カラー及カフス	Collars & cuffs	カラー，カフス
肌衣	Undershirts & drawers	アンダーシャツ，ズロース
綿メリヤス製	Of cotton, knit	ニット／綿
綿縮製	Of cotton crapes	クレープ／綿
綿フランネル製	Of cotton flannels	フランネル／綿
網製	Of cotton netting	ネット／綿
絹製	Of silk	絹
其他	Other	他素材
手袋	Gloves	グローブ
足袋	Socks & stockings	ソックス，ストッキング
靴用	For boots or shoes	ブーツ用，シューズ用
其他	Other	その他
肩掛	Shawls	ショール
絹製	Of silk	絹
其他	Other	他素材
襟飾	Neckties & scarfs	ネクタイ，スカーフ
帽子	Hats, caps & bonnets	ハット，キャップ，ボンネット
フェルト製	Of felt	フェルト
麦稈製	Of straw	ストロー
模造パナマ	Imitation Panama hats	イミテーション・パナマ・ハット
経木製	Of wood-shaving	ウッド・シェイヴィング
其他	Other	他素材
履物	Boots, shoes, clogs, sandals, &c.	ブーツ，シューズ，クロッグ，サンダル，他
靴	Boots or shoes	ブーツ，シューズ
スリッパー	Slippers	スリッパ
其他	Other	他
帯類	Sashes	サッシェ
帯子	Ankle bands	アンクル・バンド
絹製寝衣	Silk nightgowns	ナイトガウン／絹
洋服	European clothing	ヨーロッパ風クローシング
きもの	Kimono	キモノ
絹製	Of silk	絹
其他	Other	他素材
其他ノ諸衣類及同附属品	All other clothing and accessories thereof	その他全クローシング，アクセサリー

出典：表１に準ずる。

（２）用語群の特徴

①輸出入品目の種類の増減

まず，輸入品目では1885年から項目数に変化が小さく，表には記さなかったが，1924年では急減している。これ対し輸出品目の種類は1905年に急増し，以後の変動は少ない。輸入品の場合，1924年では，肌着，帽子，靴の３項目にまで減少した。とくに，帽子の残存

は，ひろく指摘されるようにフェルト帽子の生産が難渋を極めた点が要因であろう。

さて，先述したように1885・95年版と1905・15年版とで大分類は異なる。19世紀末に輸入品は「衣服及附属品類」であり，輸出品は「布帛衣裳及其材料類」であった。それぞれ付された外国語は「Clothing & Apparel」と「Textile Fabrics, Clothing & Raw Materials thereof」であり，輸入品が完成品の様相を呈しているのに対し，輸出品は完成品だけでなく半製品も含む。「Raw Materials thereof」の理解に苦しむが，衣服の主力材料である織物素地やメリヤス素地ではない。これらは相応の区分に包含されているからである。したがって，論理上は，素地と完成品の中間としての衣服ということになる。具体的には輸出先や再輸出先などの最終加工段階で刺繍が施されることを見越した，主に無地の完成品であったと考えられよう。

次いで，1905年版の大分類は輸出入ともに「衣服及附属品」へ統一されたが，対応外国語は「Clothing & accessories」となっている。従来の「Clothing & Apparel」が「Clothing」単独へ，また，手袋・帽子・靴などの「Clothing」に関連する衣料品目は「accessories」へ区分されたことになる。

②日本語重視から外国語重視へ

次に，日本語表記と外国語表記を付き合わせると，いくつかの傾向がみられる。

１点目の傾向は，衣服用語のカタカナ表記が20世紀転換期に増加したことである[6]。「メリヤス」と「フェルト」は早期から使用されたカタカナであり，輸入品目にはこの２つのカタカナしか確認できない。しかし，輸出品目ではメリヤス，フェルトをはじめ，「洋服用シャツ」，「カラー及カフス」，（「襦袢及股引」の）「綿フランネル製」，帽子の「模造パナマ」等が確認される。他に1915年版で「スリッパー」は「牀靴」（Slipers）の代わりに表記されるようになった。

２点目の傾向は，日本語と外国語でイメージが大きく異なる，あるいは指示品目自体が異なるような区分名が見受けられることである。まずは「襟飾」である。1885・95年版の輸入品目「Neck-ties」は1905年版に「Scarfs & neckties」となった。次は「足袋」である。1905年版の輸入では「Socks & hoses or stockings」とされており，単なる室内用の足袋や作業用の長足袋以上のものが含まれているであろう。これについては「２　指示対象特定の試み」で詳細に検討するが，1924年版の輸出でメリヤス製足袋（ニット足袋）が記載されている。

３点目の傾向は，後代に日本語表記（ないしは漢字表記）よりもカタカナ表記が普及したものが多数見受けられることである。先のスリッパ以外にも，「肩衣」（Showls），「袴釣」（Braces and Suspenders），「襟飾」（Neck-ties），「長靴及短靴」（Boots & shoes）等，枚挙に暇がない。

6）大阪洋服商同業組合『日本洋服沿革史』1930年，151～152ページ。

2　指示対象特定の試み

ここでは現代の衣服用語からみて特定しにくい品目としてシャツと足袋の2種類を取り上げ，可能な限り具体的な品目（下位区分）を特定化させたい。

（1）シャツ

「Shirts」（シャツ）は大きく3種類に大別されている。まずは，1885年版の輸入品目にみられる「襦袢」である。これには「Shirts」が対応し，1905・15年版では記載されていない。1885年版の輸入ではさらに1種類，綿製・毛製・毛綿混合製の「Undershirts & Drawers」（メリヤス肌衣）が記載されている。これは日本語に明記されているとおりメリヤス製品である。後代のTシャツ等に繋がる品目であると考えられる。3種類目は，「Shirts, stiffened」（洋服用シャツ）である。これは「糊付シャツ」と訳すことが可能で背広（スーツ）の中に着るカッターシャツやワイシャツの類である。以上をまとめると，「襦袢」は「メリヤス肌衣」との違いを踏まえ，織物製肌着であると確定できよう。

1905年版と15年版に1点だけ大きな変化がみられる。1905年版では「綿メリヤス肌衣」（Cotton Undershirts & Drawers），「洋服用シャツ」（Shirts, stiffened），「襦袢及股引」（Shirts & drawers）の3種にShirtsが登場するが，これらのうち「綿メリヤス肌衣」と「襦袢及股引」は15年版で「肌衣」（Undershirts & drawers）と一括され，「綿メリヤス製」は下位項目へ移動し「綿縮製」や「綿フランネル製」などの織物製シャツと同列に包含された。この段階で，ワイシャツ（Yシャツ）型とティーシャツ（Tシャツ）型[7]の区別，すなわち織物やメリヤスといった素材別ではなく，肌着（襦袢・メリヤス肌衣）か中衣（洋服用シャツ）かという着用位置で大別されたことになる。

（2）足袋

1885年版の輸入品目では「Socks and Stockings」が対応している。あえて和装で想起されるような足袋に固執して理解するならば[8]，「Socks」が室内用の短い足袋（以下「短足袋」と略す）で，「Stockings」が作業用の長い足袋（以下「長足袋」と略す）となるが，1905年の「Socks & hoses or stockings」となると3種類の外国語の不統一性が目立つ。短足袋・長足袋のような織物素材の又割状靴下を指すだけではなさそうである。そこで1905年版の輸出をみると「靴足袋」（Socks & stockings, for boots or shoes）となっており，短足袋・長足袋を包含しないような印象を受ける。1915年版の輸出では「足袋」（Socks & stockings）に戻され，「靴用」（For boots or shoes）と「其他」（Other）に区分されているから1905年版の「靴足袋」には短足袋・長足袋も包含されていると判断して差支えない。そして，両方とも15年版では「Other」に区分されているであろう。また，19世紀末の輸

7）ただし，ティーシャツはアメリカの俗語であり日本には戦後に広まったといわれる（井上孝編『現代繊維辞典』増補改訂版，センイ・ジヤァナル，1965年，494ページ）ので，20世紀前半の日本でこの用語が使われていたとは即断できない。

8）このような理解のもつ限界については，岩本「衣服用語の100年」を参照。

出にみる「足袋」は「Socks」のみであったが，20世紀に入り「stockings」が加えられたことを踏まえると，メリヤス製の該当品目の生産が活気づき，それを受けて計上されたと考えられる。そこで，1920年代の区分を参照すると，例えば1924年版では，輸出品目の「足袋」（Socks & stockings）が「メリヤス製」（Knit）と「其他」（Other）に二分されていることが確認される。

以上をまとめると，足袋の場合，時期による指示対象は大きく異なるが，19世紀は織物地の短足袋・長足袋が中心となり，20世紀になってからはメリヤス製靴下や後代のニット足袋[9]に繋がるような品目が「足袋」に包含されるようになったとみるべきであろう。

Ⅱ　『工場統計表』

1　用語一覧と特徴

（1）用語一覧

表3〔『工場統計表』の衣服用語〕は『工場統計表』の1909年版から5ヶ年おきに衣服用語を一覧化したものである。表の作成にあたっては，「染織工場」（29年版から「紡織工業」）と「雑工場」（24年版から「其他ノ工業」）の2種類の大分類に区分されている品目のみから選出した。「莫大小」（染色工業に区分）・「皮革製品」・「裁縫製品」・「帽子」（以上，雑工業に区分）の4区分（以下では便宜上「中分類」とする）を重視した。したがって，アクセサリー類や手拭・ハンカチーフ・タオル等を省いたのは『貿易年表』の場合と同様であり，「履物類」[10]に区分されている草履・運動靴・鼻緒・爪革，そして傘も省いた。

なお，帽子を除く中分類の3種類は，「莫大小」がメリヤス製品，「皮革製品」が皮革製品，「裁縫製品」が織物製品である。

（2）用語群の特徴

①1910年代の細分化

Ⅰで検討した『貿易年表』と異なり『工場統計表』の場合は項目の異動が少ない。『貿易年表』では1900年代に輸出品の項目が急増したが，『工場統計表』は1909年版でも大雑把な品目区分に留まり，素材区分が最下位区分となっている。『工場統計表』で区分が細分化されるのは次の調査の1914年版であり，最下位に位置付けられていたメリヤス・裁縫品・帽子が中分類に上がり，ある程度の品目が最下位に現れた。

9）1930年頃の大阪市の事例になるが，当時のメリヤス製品には，「肌着類」，「靴下類」，「手袋類」，「上着類」（セーター，ジャケット，チョッキ），「帽子頸巻類」（ネクタイ，帽子，ボンネット，スカーフ，頸巻，ショール，自動車ヴェール），「和装用莫大小製品」（足袋，足袋カバー，原真紀，腰巻，襦袢，寝巻）が衣料品名として存在した（大阪市役所産業部調査課『大阪市産業叢書第八輯大阪の莫大小工業』1931年，22ページ）。なお，煩雑を避けるため，「其他」と「其ノ他」は「その他」とし，「其ノ他ノ」は「その他の」とした。

10）『大日本外国貿易年表』では履物の一つにスリッパが区分されていたが『工場統計表』では確認できない。メリヤス・皮革・織物のいずれかの「その他」に計上されていると考えられる。

表3　『工場統計表』の衣服用語

〔1909年〕

組物編物	莫大小
	レース
	その他
革製品	靴
	調帯
	その他
裁縫品	
帽子	

〔1914年〕

莫大小	シャツ
	ズボン下
	靴下
	手袋
	サル股
	その他
革製品	靴
	鞄
	袋物
	その他
裁縫製品	和服
	洋服及コート類
	襯衣及股下
	足袋
	その他
帽子	羅紗及セルヂ製
	模造パナマ製
	麦稈製
	その他

〔1919年〕

莫大小	素地
	シャツ
	ズボン下
	靴下
	手袋
	サル股
	その他
革製品	靴
	鞄
	調帯
	袋物
	その他
裁縫製品	和服
	洋服及コート類
	襯衣及股引
	足袋
	その他
帽子	フエルト製
	羅紗及セルヂ製
	模造パナマ製
	麦稈製
	その他

〔1924年〕

莫大小	素地
	シャツ及ズボン下
	靴下
	手袋
	サル股
	その他
革製品	靴
	鞄
	馬具
	調帯
	袋物
	その他
裁縫品	和服
	洋服及外套類
	襯衣及股引
	足袋
	ハンカチーフ
	その他
帽子	フエルト製
	羅紗及セルヂ製
	模造パナマ製
	麦稈製
	その他

〔1929年〕

莫大小	素地	綿	
		その他	
	製品	シャツ及ヅボン下	綿
			毛及毛綿
			その他
		靴下	綿
			絹
			毛及毛綿
			その他
		手袋	綿
			絹
			毛及毛綿
			その他
		猿股	綿
			毛及毛綿
			その他
		その他	綿
			毛及毛綿
			その他
皮革製品	靴		
	鞄		
	馬具		
	調帯		
	袋物		
	その他		
裁縫品	和服		
	洋服及外套類		
	襯衣及股引		
	足袋	地下足袋	
		その他	
	ハンカチーフ		
	その他		
帽子	フエルト製		
	羅紗，サージ他布帛製		
	模造パナマ製		
	麦稈製		
	麻製		
	その他		

〔1939年〕

メリヤス	素地	綿	
		ス・フ	
		その他	
	製品	シャツ及ヅボン下	綿
			毛
			スフ
			その他
		靴下	綿
			絹
			毛
			人絹
			スフ
			その他
		手袋	綿
			絹
			毛
			スフ
			その他
		猿股	綿
			毛
			スフ
			その他
		その他	綿
			毛
			スフ
			その他
皮革製品	皮製靴		
	その他の皮革製品	鞄	
		馬具	
		ベルト	
		帽子用裏革（模造革含）	
		袋物	
		その他	
裁縫品	和服		
	洋服及外套類		
	シャツ及股引		
	地下足袋		
	その他の足袋		
	ハンカチーフ		
	その他		
帽子	フエルト製帽子	ウール製	
		ファー製	
	その他の帽子	羅紗，サージ他布帛製	
		紙製模造パナマ製	
		麦稈製	
		麻製（セロファン含）	
		その他の麻製	
		その他	

〔1934年〕
変化なし

〔1942年〕

メリヤス	素地	
	製品	シャツ及ヅボン下
		靴下
		手袋
		猿股
		その他
皮革製品	革製靴	
	その他	
裁縫品	和服	
	洋服及外套類	
	その他	
帽子		

出典：農商務大臣官房統計課編『工場統計表』各年版より作成。
注１：項目数の増減を分かりやすくさせるため，「莫大小」（メリヤス）と「裁縫品」は灰色にした。
注２：煩雑を避けるため，「其他」・「其ノ他」は「その他」とし，「其ノ他ノ」は「その他の」とした。
注３：1939年版では「裁縫製品」が「紡織工業」に区分され「莫大小」と同列に位置付けられた。42年も同様である。
注４：1924年の「羅紗及セルヂ製*」は正確には「羅紗及セルヂ製，その他布帛製」。以下，同様に，1929年・39年の「羅紗，サージ及他布帛製」は「羅紗，サージ及その他の布帛製」。1939年の帽子のうち「帽子用裏革（模造革含）」は「帽子用裏革（模造革ヲ含ム）」。1939年の「麻製（セロファン含有）」は正確には「麻製（セロフアンヲ用ヒタルモノ）」。

②中分類別用語の変遷

1914年版以降，まず，メリヤス製の品目は「素地」（メリヤス生地）と衣料品に大別され，衣料品では「シャツ」，「ズボン下」，「靴下」，「手袋」，「サル股」，「その他」の６種類で一貫されている。

次に皮革製品も移動がほとんどなく「靴」，「鞄」，「馬具」，「調帯」，「袋物」が確認される。模造革をも含んだ「帽子用裏革」が39年版で確認されるが，これは同年版の帽子の細分化に対応している。また同年版で「調帯」は「ベルト」と表記されるようになった。

裁縫製品では「和服」，「洋服及コート類」，「襯衣及股引」，「足袋」の４種類を基調に，1924年版で「ハンカチーフ」が加わった。同年版で「洋服及コート類」は「洋服及外套類」，39年版で「襯衣」は「シャツ」と表記変更された。14年版の「股下」は19年版以降で「股引」となり，以後継続された。また，29年版で足袋が「地下足袋」と「その他」の２種類に分けられた。「地下足袋」はⅠで「長足袋」と称した作業用の足袋である。外側に靴を履かずそれ自体が靴として機能した。「その他」は織物素材の靴下，つまり室内用の足袋（Ⅰの呼称では短足袋）が大半である[11)]。

最後に帽子をみよう。14年版では「羅紗及セルヂ製」，「模造パナマ製」，「麦稈製」の３種類が確認さる。19年に「フエルト製」，29年版で「麻製」がそれぞれ追加された。メリヤス製品・皮革製品・裁縫製品と同様に帽子品目の異動も少ない。しかし，素材区分が他の場合に比べて目立つ。特に39年版になると，フェルト帽で「ウール製」と「ファー製」，模造パナマ帽で「紙製」と「その他」，麻製帽子で「セロフアン」と「その他」，といったように細分化された。同じ帽子とはいえ，フェルト帽のように原毛（羊毛や兎毛），フェルト地，帽体という帽子諸材料の多くが輸入に依存している品種もあり，裁縫製品のように織物素材の一定量を国内生産に依存できる事情とは異なり，帽子の場合は素材別区分が極めて重要な指標であった[12)]。

③生産区分に基づいた戦時繊維統制

1929年版では，メリヤス品目には綿，絹，毛，毛綿混合などの原料繊維による区分がなされている。39年版ではこれら天然繊維に加え，いわゆる化学繊維，すなわち，人造絹糸（以下，人絹と略す）とステープル・ファイバー（以下，スフと略す）も記載された。これに対し，裁縫品，すなわち織物素材の品目には繊維別の把握は39年版にいたってもなさ

11）当時，ニット足袋の生産が可能であったとしても，これはメリヤス製品に区分されているはずであり，「足袋」には包含されていないとみるべきである。

12）1939年版のフェルト帽子で「ウール製」と「ファー製」という素材区分が形成された理由には，1937年の日中戦争の開始による羊毛（ウール）の輸入急減（〔Ⅲ－１（１）繊維統制から衣料統制へ〕で後述）や，兎毛（ファー）の輸出制限設定（「臨時輸出入許可規則」1937年，商令23），屠殺制限（「家兎屠殺制限規則」1939年，農令37），および使用制限（「兎毛皮使用制限」1939年，農令63）等が考えられる。兎毛の詳細は，中外商業新報経済部『全解　商品統制の知識（續）』千倉書房，1940年，を参照。なお，法令名・公布年・商令は，統制法令研究会編『統制法全書』教育図書，1942年，で補足した。以下も同様である。

れていない。

日本の人絹は当時の先進国にやや遅れ1918年に生産が始まり，1938年に世界第一位の生産高を誇ったという[13]。人絹に次いで開発・生産されるようになったスフはパルプを原料とし，1930年代に短繊維型化繊の代表格となった[14]。スフは商工省を中心とした貿易統制と生産統制の過程で重視されていった化学繊維である[15]。具体的には「ステープル・ファイバー等混用規則」（1937年，商令25・35）[16] によって，天然繊維に一定割合を混入させるという利用によって普及していった。

39年版では，メリヤス製品に対し繊維別にスフ混用の生産把握が目的とされたのは間違いないが，42年版では繊維別把握は行なわれておらず，品目数も減少し簡素な区分となった。これは，42年版では既にスフ混用が前提となっていたこと，そして，戦時繊維統制として別に細分化されたことの２点が大きな要因であろう。いずれにせよ，戦時繊維統制の生産区分とは，まずもって材料別区分（素材区分）だったのである。

なお，統計区分の種類が減少したことは，必ずしも衣料品生産の減退を意味しない。『工場統計表』によると，衣料品の大半の品目において，1930年代末から生産道府県数は急増し，主産地への集中性が低下した。結果的には，生産統制は衣料品製造工場を全国規模で展開させることとなったのである[17]。

２　指示対象特定の試み

以下では現代の衣服用語からみて特定しにくい品目として（１）洋服・コートと（２）ズボン下・股引・猿股を取り上げ，可能な限り具体的な品目（下位区分）を特定化させたい。

（１）洋服及コート類

先述したとおり，この区分名に，どのような衣料が包含されているのかを判断することは難しい。まず，「洋服及コート類」は「洋服及外套類」と称される場合があることから，コートと外套が厚手の羽織物として類義語で利用されていることは確かであるが[18]，それ

13）『レーヨンとステープルファイバー並に當社の沿革と現況』東洋レーヨン株式会社，1939年，７ページ。

14）同上書，６ページ。

15）「貿易管理に伴うわが産業界の動向―輸出入調整法と産業政策」（『中外商業新報』1937年11月１日付）。参照は神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」。

16）商令25が毛製品，商令35が綿製品。

17）時期別の品目別生産府県数の増減と特定府県への集中性など，主として衣服産業にみる地域偏差に関する詳細は以下を参照。岩本真一「ミシン普及と衣服産業化の関連――20世紀前半の日本をもとに」（『大阪経大論集』第59巻６号，2009年３月）。

18）後述するように〔Ⅲ－２（補）皮革製品と毛皮製品の位置づけ〕，戦後の統計区分には「裁縫品」の一部に毛皮製衣料が記載されるようになるが，あくまでも「裁縫品」の大半は織物製品であったと理解してよい。

でも「洋服」が指示するものは不明瞭である。

まず，大蔵省主税局編『外国貿易概覧』から検討すると，「一個人ノ裁縫店」（1911年版，650頁）の場合，背広やスーツが取り扱われている点は想像に難くない[19]。また，当時の起業指南書とでもいうべき『小資本成功法』[20]によると，「裁庖丁，裁板，ミシン器械」等を所有したうえで，「裂地問屋」との取引を行なうことで，「大礼服又は燕尾服」や「背広」を取り扱うことが可能であるとの示唆がなされている。もっとも，大礼服や燕尾服の注文は背広に比して注文は少数にとどまるであろうと指摘されているが，このような品目も洋服の一部に区分されているとみて差し支えなかろう。

しかし，「一個人ノ裁縫店」が5名に達しない場合は『工場統計表』に計上されていないことになる。そのため，洋服に，背広，スーツ，大礼服，燕尾服がどの程度まで集計されているかは疑わしい。一部が計上されていると仮定しても，背広やスーツのみが洋服の大半を占めると考えるには無理があろう。

そこで一つの手がかりとなるのは，『外国貿易概覧』1895年版の「外套，軍服」[21]という品目である。まず，陸軍被服廠の場合，東京本廠，大阪支廠，広島支廠の3工場が存在した。時期により異なるが，1906年から11年までの間の職工数の最大は，本廠で1,500名，両支廠は1,000名という規模であり，衣服産業では極めて大規模である[22]。さて，1924年の『工場統計表』は，対1919年比較の生産額が，大阪府は7.4倍，広島県は9.8倍という急増を示している[23]。これには，前年の23年，関東大震災で東京本廠が壊滅的な打撃を受けた点が多少なりとも影響を与え，大阪支廠と広島支廠に軍服生産が集中したことは想像に難くない。また，1910年代・20年代における軍服受託生産の主産地には京都府・長崎県・神奈川県が挙げられ，大半の工場が海軍向衣料を製造していた。これらの工場の職工数は70名以上110名以下であり，比較的規模は大きい[24]。以上，東京府，大阪府，広島県，京都府，長崎県，神奈川県の6府県については，「洋服及コート類」の一部に軍服が計上されているとみて間違いはなかろう。

次の手がかりは，当時の各種制服の利用団体・組織である。大阪洋服商同業組合編纂の『日本洋服沿革史』[25]では，日清戦争以後に「洋服」の代表的な服制として制定された勅令などを元に，「海軍高等武官服制表」，「陸軍服制表」，「警察官及消防官服制表」，「鉄道院服制表」の4点が詳細に一覧化されている。軍服以外にも，警察官，消防官，鉄道員向けの制服なども洋服を構成する製品であったと考えられる。なお，同書によると，日露戦後

19）なお，同じく『外国貿易概覧』の1907年版では「洋服シヤツ」という呼称が用いられている。背広用ワイシャツは，「洋服及コート類」ないしは「襯衣及股引」に包含されていると考えられる。

20）原巷隠（池田憲之助）『各種営業小資本成功法』第3版，博信堂，1908年，17ページ。

21）大蔵省主税局編『外国貿易概覧』95年版，864ページ。詳細は，岩本「ミシン輸入動向と衣服産業の趨勢」を参照。

22）被服廠職工数の詳細は，岩本「ミシン普及の趨勢と経路」を参照。

23）なお，全国平均は2.7倍である。詳細は岩本「ミシン輸入動向と衣服産業の趨勢」を参照。

24）同上論文を参照。

25）前掲，大阪洋服商同業組合編。

には洋服が贅沢品であるとの認識は後退し，洋裁学校の普及と連動した。洋裁ブームを支えたミシンは，世界シェア８割といわれたシンガー社製をはじめ，一部にはホワイト社等の他社製もあったという[26]。

（２）ズボン形式―ズボン下・股引・猿股

『工場統計表』では「ズボン下」，「股引」，「申又」の３点が最も判別し難い。

まず，申又と股引については，以下のような呼称の問題が存在する。申又とは，田中千代『服飾事典』等の辞書類からは，腰から太股までを覆う男性向の短い股引のことで股が割れている[27]とされている。しかし，『統計表』では，「襯衣及股引」が「裁縫製品」に，「申又」が「メリヤス製品」に区分されており，部門そのものが一致しない。

次に，柳田国男編『服装習俗語彙』によると，サルバカマ，サルベ，サルモモヒキ，サルモンペ等，「申」または「猿」と記されるズボンは，「自然の脚の形を見せる」[28]ものであるため，いずれもが膝丈となっている。したがって，申又が短い股引であるという田中の指摘は妥当である。

しかし，地域別の呼称の問題が残る。宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると，股引は，関西圏では，縮緬・絹・木綿製いずれも，丈が長いものはパッチと呼び，旅行・作業用の丈の短いものを股引と呼んだ。これに対し，関東圏では，縮緬・絹製のものをパッチ，木綿製のものは丈の長短に拘らず股引と呼んだ。初版の刊行された68年を念頭に宮本は，「現在，股引・パッチともにその着用は廃れて，わずかに股引を着用しているのは，都市では鳶職・大工などの職人，地方では農民などで，一般にはメリヤス・化学繊維などを材料とする洋風の股引が広く着用されている」[29]とまとめている。メリヤスと化学繊維を同列に扱う点に若干の不安が残るが，少なくとも関西圏と関東圏で呼称に違いがみられる宮本の指摘は重要である。

いずれにせよ，これらのズボンないしはズボン形式は，腰部から２本の筒状が伸びた下半身を覆う衣料だと簡略化できるが，呼称の複雑さが上記のような問題として存在する。

Ⅲ　戦時統制と戦後『工業統計表』

１　繊維統制から衣料統制へ

ここでは，主として，井上貞蔵編著『商工行政叢書　繊維統制』[30]に依拠し，戦時の繊

26）同上書，187ページ。
27）田中千代『服飾事典』増補版，同文書院，1973年，359・863ページ。
28）柳田国男編『服装習俗語彙』国書刊行会，1975年，61ページ。復刻原本は1940年刊。
29）宮本馨太郎『民俗民芸双書　かぶりもの・きもの・はきもの』岩崎美術社，1995年。
30）井上貞蔵編著『商工行政叢書　繊維統制』高山書院，1942年。なお，井上は内容がほぼ重複している論文「繊維統制論」を以下に記している。上田貞次郎博士記念論文集編纂委員会『上田貞次郎博士記念論文集第三巻　統制経済と中小企業』科学主義工業社，1943年。「繊維統制論」で付け足されたのは，繊維統制・衣料統制にみられた紡績会社による織物業者の支配に対し，統制会（後述）の成立を起因とした政府指導の強化への期待であった。

維統制から衣料統制に至る経緯を関連諸法令の流れに即して述べる。

まず，繊維・衣料統制は生産統制と配給統制の二側面から，1930年代後半から40年代前半にかけて行なわれた。先にも触れたが，当初は繊維製品にスフを混入させたように，原料糸および生地の節約（代替化）が主な目的とされた。これは日中戦争突入による綿花・羊毛輸入の急減が主因であった[31]。

その後，日本の国際的立場の下落とともに輸出綿製品の逆流現象が生じ，大日本紡績連合会加盟会社のみによる輸出品生産許可制（「輸出綿製品配給統制規則」1938年，商令40）と，内需向け綿製品生産の制限規則（「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」1938年，商令37）が導入された[32]。「輸出綿製品配給統制規則」により，輸出と内需との分離が生じ，中小機業が大半を占める綿織物業者を大規模紡績会社が「自己の賃織者として支配し他方個人リンク制に追ひ立てられ乍ら輸出の増進に全力を傾ける以外に途がないと考へられた」[33]という。

ついで，1939年には「綿製品ノ製造制限ニ関スル件」が廃止され，綿糸だけでなく，人造絹糸，スフ糸，毛糸等にも適用可能な「繊維製品製造制限規則」（1939年，商令46）が代替的に導入された[34]。ただし，生糸や新合成繊維は含まれていない。対象原糸については「一應配給統制が整備したといつてよい」と井上は評価しつつも，「生絲及新興繊維の出現は物価関係を通じて絲の一元的統制を亂す情勢をさへ馴致するに至つたのである」[35]というように，原糸全般にわたるものではない点を危惧している。

生糸に対する統制は「生絲配給統制規則」（1940年，農・商令１）をもって実施された。1940年は他にも，「苧麻，大麻等統制規則」（農令44），「副蠶絲配給統制規則」（農・商令10），「繊維屑配給統制規則」（商令50）といった隣接部門の諸統制[36]が実施されるとともに，「繊維製品配給統制規則」（商令３）によって，特免綿織物，軍手，メリヤス生地に対して生産者から小売業者に至る配給統制が導入された。この規則は繊維から衣料品までの全工程を対象としたものであった[37]。

また，1940年以降は事業統制も強化され，紡績会社や織物会社の企業合同が本格化し，製造配給統制，製造統制，配給統制などのいわゆる統制株式会社が設立され，業界の中心的な立場を占めた。また，各地の工場や企業は，統制株式会社と紡績会社を頂点とし，その傘下に工業組合・商業組合が組み込まれ，中小の織物・衣料品工場は最底辺に位置する，いわゆるピラミッド状に統合された[38]。これらの会社や組合は，1941年になると，商工次

31）井上貞蔵編著。なお，井上の区分では，1937年の繊維原料の輸入急減によるスフ混用が繊維統制の第１段階である。

32）井上の区分では第２段階。

33）同上書，14ページ。

34）井上の区分では第３段階。

35）同上書，17ページ。

36）この時点で政府が麻と絹の繊維原料を掌握しようとした背景には，綿スフ混合衣料が不評であったこと，綿花・毛輸入が急減したことが挙げられる（詳細は井上貞蔵編著を参照）。

37）井上の区分では第４段階。

官通牒の「繊維製品配給機構整備要綱」（次節で再度触れる）で詳細な位置づけが行なわれた。この整備要綱は，従来から施行されていた特免綿織物，メリヤス，タオル，足袋に対する配給割当制を全繊維製品にまで拡大し，生産・配給を一貫的に割当命令化し，計画生産・計画配給を企図したものであった[39]。また，同年の「重要産業團體令」（勅令第831号）に基づく閣議決定「統制會ニ關スル内閣申合セ」とも相まって，綿ス・フ統制会，人絹・絹統制会，羊毛統制会，麻統制会，繊維製品統制協議会の５団体へ統合され，形式的には簡素化された[40]。

このような流れのなか，いわゆる切符制・点数制で知られる衣料統制は，1942年２月20日に公布・即日実施となった「繊維製品配給消費統制規則」（商令４）で開始された（次節で品目を検討する）。この法令は，前年の商工次官通牒「繊維製品配給機構整備要綱」に法的根拠をもたせたものであり，与えられた総点数の範囲内で個々人（消費者）が必要な衣料品を購入するという制度であった。したがって，厳密には「点数制による衣料品の総合切符制」[41]というべきものである。この「繊維製品配給消費統制規則」で挙げられた品目を次節で検討しよう。

２　「繊維製品配給消費統制規則」の用語一覧と特徴

（１）「繊維製品配給機構整備要綱」との異動

「繊維製品配給機構整備要綱」（以下，「機構整備要綱」と略す）は第１類～第４類の４種類に大区分されているが，４種類には区分名がない。翌年の「繊維製品配給消費統制規則」（以下，「配給消費統制規則」と略す）に比べ区分はやや乱雑であるが，後者を参照して区分すると，およそ，第１類が「作業被服類」，第２類が「作業被服類」・「洋服類」，第３類が「和服類」と考えられる。また，第４類には「肌着及身廻用品類」が該当し，さらに，毛糸・絹糸以外を主材料とする第１類～第３類までの衣料も区分されている。なお，「配給消費統制規則」で使用された「朝鮮服類」に該当する区分は「機構整備要綱」では使われていない。

（２）用語一覧

「配給消費統制規則」で切符制の対象とされた繊維製品は，「織物類」，「和服類」，「洋服類」，「朝鮮服類」，「作業被服類」，「肌着及身廻用品類」，「運動用品類」，「家庭用品類」

38）織物工場の企業合同は，「繊維製造業者ノ合同ニ関スル件」（1940年１月21日織局第3963号知事宛）で本格化した。この通牒では，指定された織機台数を超えるように織物工場が合同するよう指示されたが，「綿ス・フ織機」や「毛織機」等，主として利用糸による織機区分が用いられ，力織機，手機，足踏機，小幅織機，広幅織機といった機能上の区別は用いられなかったため，生産計画が立てにくいといった問題を抱えていた。詳細は井上貞蔵編著，62～63ページを参照。

39）「繊維製品配給機構整備要綱」については，伊藤萬商店企画部経済調査課『繊維製品配給機構整備要綱と之れを繞ぐる諸問題』伊藤萬商店企画部情報課，1941年を参照した。

40）５団体の詳細は，日本紡織新聞社編『繊維統制會要覧』1943年に詳しい。

41）福田敬太郎・本田実『生活必需品消費規正』千倉書房，1943年，149ページ。

の８種類である。これらのうち，「織物類」と「家庭用品類」を除く，「和服類」，「洋服類」，「朝鮮服類」，「作業被服類」，「肌着及身廻用品類」，「運動用品類」の６項目が衣料品に該当する。この６区分に表記された品目を列挙したのが，表４〔「繊維製品配給消費統制規則」の衣服用語〕である。

いわゆる切符制・点数制の大まかな傾向は，奢侈品の点数を高くし必需品の点数を低くするというものである。さらに細かくみると，材料生地を多く利用するワンピース形態が高め，ツーピースの各部分は低めと設定されている。また機能性の高い「作業被服類」と「運動用品類」は全品目が低めに設定されている。多くがワンピース形態で機能性の低い「和服類」は，「朝鮮服類」や「洋服類」に比して全体的に高点数となっている。

（３）用語群の特徴

①消費区分に基づいた戦時衣料統制

同年代の生産統計（表３〔1942年〕）の区分が非常に簡潔化されたのに対し，「配給消費統制規則」では極めて細分化されている。これは，衣料統制が生産統計にみられたような生地による区分（素材区分）ではなく消費区分に基づいたこと，そして，和服・洋服・朝鮮服といった衣服文化史的な大区分が起点とされたことが要因である。

これに対し，Ⅱ－１－（２）「③生産区分に基づいた戦時繊維統制」で触れように，繊維統制には原料糸や素材生地ごとに区分される場合が多かった。生産統計に基づいた統制区分は繊維生産統制・繊維配給統制に適合的であり，1930年代末から実施されてきた。しかし，「配給消費統制規則」の場合には，繊維統制を土台に行なわれた衣料生産・衣料消費に対する統制（最終消費財への統制）であるため，既に統制済みの衣料品原材料による区分は不要であり，別途の区分，すなわち消費区分が重視されたわけである。

②消費区分導入の意義

①で述べたとおり，消費される衣料品目は，生産される衣料品目よりもはるかに種類の多い用語で捉えられていた。20世紀初頭には業界を中心に衣料品のカタカナ化が進行していったが，遅くとも40年代初頭には庶民レベルで表４のようなカタカナが理解されるようになったと考えられ，また，1950年代以降にも使われた用語が多数見当たる。

戦時衣料統制は消費管理を大きな目的としていた。かつて大熊信行は戦時経済政策の根本原理を「用途選択の原理」と判断した。福田敬太郎（後に第３代神戸大学学長）はこの点を敷衍し，この原理が消費統制政策にも貫徹されているとの判断を下し，食糧品，被服品，家庭燃料，医薬品・衛生材料の分野にわたり戦時下特有の必需品と奢侈品の意味を再検討した[42)]。戦時衣料統制の消費区分とは，まずもって用途別区分だったのである。戦時下の衣料品の場合，用途別を保証したのは機能性に他ならない。

42）同上書。

表4　「繊維製品配給消費統制規則」の衣服用語

〔和服類〕

	単位	点
袷（下着，袷長襦袢，綿入及丹前を含む）	1枚	48
単衣（単衣長襦袢を含む）	1枚	24
袷羽織，半纏，ネンネコ	1枚	34
単衣羽織	1枚	24
半襦袢（肌襦袢を除く）	1枚	16
裏附コート（被布を含む）	1枚	40
単コート	1枚	24
丸帯，長帯，腹合せ帯，袋帯，結帯	1本	30
名古屋帯，中幅児帯，軽装帯（吉弥帯，後室帯，五尺帯及六尺帯を含む）	1本	15
男帯，兵児帯，伊達巻，伊達締，腰帯，前帯，文	1本	8
袴	1枚	24
二重廻し，インヴァネス，トンビ	1着	50
角袖，モジリ，マント	1着	40
抱蒲団（ベビーオクルミ及産着を含む）	1枚	6
甚平，伝知又は袖無（ジレー型及被布型を含む）	1枚	6

〔作業被服類〕

	単位	点
労働作業衣（防空服を含む）の上下揃	1揃	24
同ズボン（胸当ズボン含む）	1着	10
同スカート（モンペ型スカートを含む）	1着	10
同上衣	1着	14
続服	1着	24
印半纏，法被，厚司	1枚	12
股引	1枚	8
腹掛	1枚	5
手甲，脚絆，ゲートル	1双	2
割烹着	1枚	8
前掛，エプロン	1枚	2
事務服，衛生服，料理服，法衣，神官装束又はその他の外衣	1枚	16
モンペ	1枚	10

〔朝鮮服類〕

	単位	点
男子用上衣（チョコリ）	1枚	12
同下衣（パッチ）	1枚	14
同チョキ	1枚	5
同周衣（ツルマキ）	1枚	32
婦人用上衣（チョコリ）	1枚	8
同袴（チマ）	1枚	14
同周衣（ツルマキ）	1枚	28

〔運動用品類〕

	単位	点
寝袋（シュラーフザック）	1枚	36
運動用シャツ	1枚	6
運動用パンツ	1枚	6
柔道着上衣剣道衣	1枚	6
柔道着股剣道袴	1枚	6
海水着	1枚	12
水泳褌	1本	2

〔洋服類〕

	単位	点
背広，モーニング，タキシード，燕尾服またはフロックコートの三揃	1組	50
同上衣	1着	25
同チョッキ（編チョッキを除く）	1着	10
同ズボン	1着	15
詰襟服，折襟服または運動服（登山服，スキー服，乗馬服等）の上下揃	1揃	40
同上衣	1着	25
同ズボン	1着	15
国民服，団服，学生服または訓練服の上下揃	1揃	32
同上衣	1着	20
同ズボン	1着	12

〔肌着及身廻用品類〕

	単位	点
長袖シャツ（ワイシャツ及開襟シャツを含む）	1枚	12
半袖シャツ，袖無シャツ	1枚	6
長ズボン下，長パッチ	1枚	12
半ズボン下，短パッチ，ステテコ	1枚	6
スウェーター，ジャケツ，ジャンパー（ノーリツコートを含む）編チョッキ，ジャージーコート	1枚	20
猿股（パンツを含む），褌	1枚	4
コンビネーション，スリップ（ペチコートを含む），シュミーズ，女生着	1枚	8
ズロース，ブルマー	1枚	4
肌襦袢	1枚	8
メリヤス製腰巻	1枚	12

国民服中衣	１着	10
男子外套	１着	50
国民服外套，団服外套	１着	40
学生用外套，学生マント	１着	40
レインコート（アノラックコートを含む）	１着	30
訓練用外被	１着	20
婦人ワンピース	１着	15
婦人ツーピース	１揃	27
同上衣（ボレロを含む）	１着	15
スカート（ジャンパースカート及スカートパンツを含む）	１着	12
ブラウス	１着	8
イヴニングドレス婚礼服	１着	30
スワガーコート（ヒーチコート，ハーフコート，ウェストコート及ケープを含む）	１着	20
婦人外套	１着	40
男子学童服の上下揃	１揃	17
同上衣	１着	12
同ズボン	１着	5
女児学童服の上下揃	１揃	17
同上衣	１着	12
同スカート	１着	5
学童用外套（子供用外套を含む），学童用マント（子供用マントを含む）	１着	17
学童用レインコート（子供用レインコートを含む），学童用雨合羽（子供用雨合羽を含む）	１着	12
スクールコート	１着	10
子供服	１着	12
ベビードレス，ベビーケープ，レギンス，ベビーロンパス，ベビーオーヴァ，オールベビーハキコミ，ベビーサックコート，ベビージレー，ベビーサマースーツ，ベビーフードケープ	１着	5

布帛製腰巻（裾除を含む）	１枚	8
腹巻，胴巻	１枚	6
胴着，羽織下	１枚	16
パジャマ，バスローブ	１組	20
パジャマ，バスローブ以外の部屋着	１枚	40
手袋	１双	5
角巻	１枚	18
肩掛，首巻（ネッカチーフ及スカーフを含む）	１枚	15
半襟	１枚	1
帯揚，拘き帯，シゴキ，帯締，腰紐	１本	1
ネクタイ	１本	1
カラー，国民服襟	１本	1
カフス	１組	1
足袋（靴下足袋及び足袋下を含む），足袋カヴァ	１足	2
靴下　靴下カヴァ	１足	2
学童用ソクレット	１足	1
ハンカチーフ	１枚	1
袖	１組	8
袖口	１組	1
涎掛	１枚	1
寝冷しらず腹当	１枚	2

出典：福田敬太郎・本田実『生活必需品消費規正』千倉書房，1943年，154～158ページより作成。
注：衣料品および関連品目のうち切符制適用除外とされたものには，「帽子」，「ガーター」，「ズボン吊」，「乳バンド」，「コルセット」があった。詳細は，同上書，152ページを参照。

③性別・世代別区分の導入

「朝鮮服類」や「洋服類」では，男子向け，婦人向け，子供向け，ベビー用といった用語もみられる。着用者の性別や世代で把握されている点も，この時期に出てきた新しい区分法である。先述したとおり，「繊維製品配給消費統制規則」は1942年２月20日に公布・即日実施されたが，２週間ほどを経た３月６日には若干変更され，「朝鮮服類」は「朝鮮服類及び支那服類」となり，下位区分で「朝鮮服類」と「支那服類」に大別され，いずれも「男子用」と「婦人用」に区分された[43)]。

性別と世代別区分が統制上の区分で必要とされた理由は，個々の衣料品の製造に必要とされる生地の基準値によって，衣料品の点数が決められたことである。具体的には，小幅織物１反が24点，二幅織物１ヤードが４点，三幅織物１ヤードが６点，四幅織物１メートルが10点というものであった[44]。したがって，体格の異なる（利用織物量に違いが出る）世代別と性別という区別が必要とされたのであろう。

たとえば，「洋服類」のうち，「子供服」やベビー用衣料には性別の区別は設定されておらず，学童服の場合は「男子」と「女児」という区別は設定されているものの，いずれも「一揃」が17点，「上衣」が12点，「男子ズボン」・「女児スカート」がいずれも５点となっており点数の違いはない。しかし，「男子外套」と「婦人外套」では点数が異なり，男性向けが１着50点，女性向けが１着40点とされた。また，「学生用外套，学生マント」は１着40点で「婦人外套」と同点数であった。性別による違いは，他にもいくつか確認される。たとえば，「朝鮮服類」では，「男子用上衣（チョコリ）」の１着が12点であるのに対し，「婦人用上衣（チョコリ）」の１着は８点とされた。また，変更後に記載された「支那服類」では，男子用ワンピースが１着40点であるのに対し，婦人用ワンピースでは１着27点とされた[45]。

④例外規則にみる女性の位置づけ

「配給消費統制規則」第17条では若干の例外が設けられている。まずは，作業用・業務用衣料は別途の手続き（購入票の提出）が必要とされた。また，申請があれば衣料切符の追加を許可した例外もあった。一般的な条件には災禍による衣料品の損失や，外国居住者による内地旅行等が挙げられているが，女性に限定したものに２点の例外があった。１点目は「婚約ノ整ヒタル女子」，２点目は「妊娠五ヶ月以後の婦人」である。

この例外規則に関する記述は，本稿で参照した統制関連の文献からは一切確認できないので仮説にとどまるが，これらの例外は，婚約・結婚・妊娠・出産という流れを想定するならば，結婚式における花嫁衣裳の臨時配給や，妊娠時における女性保護・幼児保護を目的とした臨時配給であったと考えられよう[46]。

３　『工業統計表』の用語一覧と特徴

（１）用語一覧

以下では，Ⅱで扱った『工場統計表』の後身にあたる戦後の『工業統計表』の品目をみる。表５〔『工業統計表』の衣服用語〕がそれである。戦前の統計品目と大差が出るのは

43）同上書，162ページ。なお，この変更では素材レベルで「織物類」が「織物類及莫大小生地類」とされた。メリヤスを生地と衣料品に区分されることは以前からあったが，織物生地とメリヤス生地が同一区分に入るのは，本稿で検討した資料群では皆無であった。

44）同上書，153ページ。

45）以上，点数については，同上書，155～156，162ページ。

46）ただし，「妊娠五ヶ月以後」という規定は検討の余地が残る。

1948年調査であり，表５には48年・49年の２ヶ年分を掲げた。

帽子などの一部に素材別区分が崩れる傾向が見られるものの，メリヤス製，皮革製，織物製の３種に大別する区分は戦前の『工場統計表』から継続されている。Ⅱで扱った分類のうち，メリヤス製衣料と帽子は「紡織工業」へ，織物製衣料は「衣服及び衣裳用品製造業」（以下，断りのない場合は単に織物製品と略す）へ，皮革製衣料は「皮革工業」へと再編された。

表の作成にあたっては，「紡織工業」，「皮革工業」，「衣服及び衣裳用品製造業」から衣料品に関する品目を取り上げた。「紡織工業」のうち，繊維・糸・生地はすべて省き，メリヤス製品と帽子のみを取り上げ，「皮革工業」は靴・手袋・履物・鞄に関するもののみを取り上げ，「衣服及び衣裳用品製造業」は全品目を取り上げた。「細分類」が導入され細分化が図られているものの，当年段階で詳細になったとは言い難く，１種類のみの細分類が記載される場合も多い。このことは1949年版にも当てはまる。表５の「同左」がそれで

表５　『工業統計表』の衣服用語

〔1948年〕

中分類	小分類	細分類
紡織工業	メリヤス製造業	フルファッション靴下製造業
		丸編靴下製造業
		メリヤス外衣製造業
		メリヤス下衣製造業
		編手袋製造業
		他に分類されないメリヤス業
	帽子及び帽体製造業	フアーフエルト帽子及び帽体製造業
		ウールフエルト帽子及び帽体製造業
		麦稈帽子製造業
	前掲以外の紡織業	フェルト製品製造業
		レース製品製造業
皮革工業	革製履物製造業	同左
	革製手袋製造業	同左
	鞄嚢製造業	同左
	袋物製造業	同左
	各種皮革製造業	馬具輓具鞭製造業
		他に分類されない皮革製品製造業
衣服及び衣裳用品製造業	洋服製造業	同左
	中衣及び肌着類製造業	同左
	和服製造業	同左
	衣裳付属品製造業	同左
	毛皮製品製造業	同左
	各種繊維製品製造業	同左

〔1949年〕

中分類	小分類	細分類
紡織工業	メリヤス製造業	フルファッション靴下製造業
		丸編靴下製造業
		メリヤス外衣製造業
		メリヤス下衣製造業
		編手袋製造業
		他に分類されないメリヤス製造業
	帽子製造業（布製及び婦人帽を除く）	フアーフエルト帽子及び帽体製造業
		ウールフエルト帽子及び帽体製造業
		麦稈帽子製造業
	その他の繊維製品製造業	フェルト製品製造業
		レース製品製造業
皮革及び皮革製品製造業	革製履物製造業	同左
	革製手袋製造業	同左
	鞄嚢製造業	同左
	袋物製造業	同左
	その他の皮革製品製造業	馬具，輓具鞭製造業
		他に分類されない皮革製品製造業
衣服及び身廻品製造業	男子青少年用衣服外衣及び外套製造業	同左
	男子青少年用衣服附属品，作業着及び関連製品製造業	同左
	婦人少女用外衣製造業	同左
	婦人小児用下着製造業	同左
	婦人用帽子製造業	同左
	小児幼児用外衣製造業	同左
	毛皮製品製造業	同左
	その他の衣服及び身廻品製造業	同左
	その他の繊維製品製造業	同左

出典：通商産業大臣官房調査統計部『工業統計表』各年版より作成。
注１：項目数の増減を分かりやすくさせるため，「紡織工業」と「衣服及び衣装用品製造業」は灰色にした。
注２：1948年・49年とも「フェルト製品製造業」は，正確には「フェルト製品製造業（織フエルト帽子を除く）」。

ある。また，アクセサリー類や手拭・ハンカチーフ・タオル等を省いたのは表４までと同様で，皮革製品の履物は表に記載させたが，草履・運動靴などの広義の履物は省き，鼻緒・爪革，傘も省いた。

（２）用語群の特徴

①戦前からの素材別区分の維持

まず，先述したとおり，メリヤス製，皮革製，織物製という素材別の３大別によって衣料品の大部分が組み込まれている点は，前身の『工場統計表』と同じである。また，メリヤスと帽子が「紡織工業」に組み込まれ，紡績・織物・染色整理等と同列に扱われている。素材別区分は衣料品の前提条件を知るという利点がある。

②戦時衣料統制からの性別・世代別区分の導入

1942年に公布された「繊維製品配給消費統制規則」によって性別・世代別区分が導入されたが，これが『工業統計表』に反映されるようになった。もっとも，「繊維製品配給消費統制規則」では男子，婦人，学生，学童，ベビーという区分であったのに対し，1949年版『工業統計表』では「男子青少年」，「婦人少女」，「婦人小児」，「小児幼児」という区分がなされており，そのまま踏襲したわけではないが，戦時衣料統制を契機に，材料生地と衣料品との連動性を政府が強く意識したことは間違いなかろう。先述したとおり，衣料切符制では「婦人用外套」と「学生用外套，学生マント」が，いずれも１着40点であったことは，『工業統計表』に「婦人少女」や「婦人小児」として敷衍されたのであろう。

③細分類の違い

次に，小分類と細分類においては，メリヤス製と皮革・織物製ではやや次元が異なっている点が特徴である。表５を一見して分かることだが，メリヤス製品は小分類に「メリヤス製造業」とされ，細分類に各衣料品目が記されているのに対し，皮革製品と織物製品では，既に小分類の段階で各衣料品目が具体化されている点が大きく異なる。

メリヤス製品には原料糸から最終製品まで編み技術のみで生産される編立（戦後の用語では丸編）と，メリヤス生地以降は裁縫工程を経て最終製品が生産される裁縫（戦後の用語ではフル・ファッションやカットソー）とに大別される技術的要因があり，戦前以来，生地生産と衣料品生産がメリヤスという同一区分内で理解されてきた。そのため，小分類で一旦メリヤス製品という区分が維持される必要性があったと考えられる。

これに対し，皮革製品と織物製品は，原料糸から直接に生産されることはなく，皮革生地や織物生地という明確な素材を裁断・縫製する段階が衣料生産となるため，紡織工業という縛りが不要となる。このため，小分類の時点でメリヤス製品以上の細分化が可能であったと考えられる。とりわけ，「衣服及び衣裳用品製造業」の場合，細分化の兆しは性別や世代別の区分から始まっている。また，メリヤス製品と織物製品では「外衣」と「下衣」（ないし「下着」）という区分が明記され始めたことや，帽子では婦人用のみが織物製へ，

フェルト帽子・麦稈帽子が「紡織工業」内の「帽子製造業」へ分離区分されたこと等が，40年代末の特徴である。

工業統計調査は1958年以降，「産業分類改訂」を５年前後の間隔で行なうようになっていく。1958年版では，メリヤス製品では丸編・たて編・横編といった生産方法による区分が加味された。皮革製品は大きな変化がなく，織物製品は，性別・世代別の区分と「作業服」・「学校服」といった用途別区分も踏襲された。

（補）皮革製品と毛皮製品の位置づけ

1948年版・49年版『工業統計表』で「衣服及び衣裳用品製造業」に「毛皮製品製造業」が包含されている点が少し注意を要する。「革製履物製造業」と「革製手袋製造業」が「皮革工業」に区分され，「毛皮製品製造業」が「皮革工業」内に区分されていない点をどう理解するかが問題となる。辛うじて現段階でいえることは，たとえば毛皮コートや毛皮マフラーのような毛皮付衣料品が「衣服及び衣裳用品製造業」に区分されているという推測のみである[47)]。

お　わ　り　に

本稿は近代日本の政府レベルにおける衣料品区分を貿易・生産・消費にわたり概観した。冒頭に掲げた柳田国男の指摘どおり古今東西の衣服形態に大差はない。衣服の用語は多様であるが，その形態は数種類のパターンに収まる。

47）このような皮革製品の二項目への分離区分が戦前の『工場統計表』で既に適用されていたと仮定するならば，筆者が別稿で行なった戦前の衣料品の素材別生産動向（岩本「ミシン普及と衣服産業化の関連」172ページ）は，織物製が下方へ，皮革製が上方へ修正される必要があるが，数値的に少額にとどまる。以下，その根拠を述べる。中外商業新報経済部（前掲書，228ページ）によると「兎毛皮」の1936・37・38年の輸出額は，それぞれ，3,753,393円，2,948,367円，232円であった。38年の激減は「臨時輸出入許可規則」（1937年，商令23）の影響である。当時の「兎毛皮」はほぼ全面的に軍需であり，「兎毛皮」の用途からして内需は少なく，対中輸出，とりわけ寒冷地である旧満州方面への輸出中心であったと考えられる（同，223ページ）。次に，通商産業大臣官房調査統計部『工業統計50年史　資料編２』（大蔵省印刷局，1962年）では，大半が織物製であると考えられる「裁縫品」の当該年の生産額は，1936年が29,501,698円，37年が33,993,842円，38年が41,303,738円であった。この比較から，「兎毛皮」が「裁縫品」の１割前後を占めるにすぎないことが確認される。次に，「裁縫品」に区分されている「洋服及外套類」の全てを毛皮製品であると仮定し，この生産額を「裁縫品」から差し引き「皮革製品」へ算入させた場合，1919年から42年までの間に「皮革製品」が「裁縫品」を超えるのは1939年のみ，また，「メリヤス製品」を超えるのは，1939年～42年のみであった。年数的にみても毛皮製品が当時の衣料生産の主流になったとは考えにくい。また，1939年～42年の期間は，繊維・衣料統制の実現時期にあたるが，「洋服及外套類」の急増には，「Ⅱ-２（１）洋服及コート類」で触れたとおり，織物製の軍服や軍用コート（毛皮未使用）の増産も十分に考えられるのであり，毛皮製品（特に軍用毛皮コート）のみが「洋服及外套類」の生産額を上昇させたとは考えにくい。以上の理由から，上記の試算は強く過小評価されるべきであり，織物製衣料，メリヤス製衣料，皮革製衣料という戦前の素材別産額順序に異動はない。

辻原康夫の区分を中心に，複数の衣服史研究者による類型化を行なったのが表６〔衣服形態の４類型〕である。どの類型案も４種に分ける傾向があり，「身に纏う」，「頭を通す」，「身体に巻く」という３点は共通している。４者の違いは，辻原が田中や佐々井の「穿く」という区分を採用しておらず，スカート状に腰辺りを巻く衣服として寛袍形式を取り上げている。なお，表６のうち，田中・千村・佐々井の「その他」は辻原区分では収められないものをまとめたため，それぞれが対応するわけではない。

上記４種類の着用方法をも度外視し，衣料品ないし衣服形態を総合的に明示する一語を選ぶならば，それは身体を「包むもの」という意味で「袍」（wrapping，ラッピング）に尽きる。

表６　衣服形態の４類型

	辻原区分				その他
辻原康夫	寛衣型		懸衣型		―
	寛袍形式	前開き形式	貫頭衣形式	巻衣形式	
田中千代	―	穴	輪か筒	巻く	穿く
千村典生	―	前開衣型	貫頭衣型	巻衣型	体型適合裁縫型
佐々井ほか	―	まとう形	頭を通す形	体に巻く形	はく形

出典：以下の文献をもとに，筆者作成。辻原康夫『服飾の歴史をたどる世界地図』（河出書房新社，2003年，14～16ページ），田中千代『世界の民俗衣装――装い方の知恵をさぐる』（平凡社，1985年），千村典生『ファッションの歴史』（新訂増補，平凡社，2001年，２ページ）。佐々井啓・篠原聡子他編『生活文化論』（朝倉書店，2002年，8～11ページ）。

さて，衣服形態の種類の少なさに対し，敢えて衣服用語の多様性を捉まえようとしたのが本稿の一目標であった。まず，貿易では輸入品の項目数が1924年版では急減していることが確認された。1910年代の中国・ヨーロッパ諸国からの軍需を軸に日本の衣服産業全体が活気づき[48]，輸出化が本格化したのである。

また，貿易品目や生産品目の用語数に比べ，消費区分が多種多様にわたることが戦時衣料統制の段階で明確になった。そして，一部に貿易品目のカタカナ化を受けつつ，1940年代には消費区分（表４）・生産区分（表５）を問わず，従来の素材別という大区分に加え，性別・世代別・用途別といった要素が加わった。

統制経済は衣料品の原材料である繊維の把握から，完成品（衣料品）の把握に至るまで，時期とともに拡大していった。繊維統制・衣料統制に関する法律は短期間の間に目まぐるしく変化し，生産者，流通業者，消費者にいたるまでその対応に追われた。

1930年代末から開始された繊維・衣料統制では，繊維産業・衣服産業に対する従来の自由放任的な態度が放棄され，生産・配給・消費にわたり大規模な管理体制が導入された。一連の統制経済は，大きく経済システムといった観点でみた場合，紡績業における機械制大工場や，織物業における機械制中小工場・問屋制家内工業などの，あらゆる生産組織を

48）詳細は岩本「ミシン輸入動向と衣服産業の趨勢」を参照。

温存させた。また，最終製品となる衣服については，その生産面だけでなく最終消費をも捉まえる試みであった。換言すれば，工場規模や生産体制・生産組織の種類を問わず展開する資本主義的経済システムが，一旦，20世紀中期に国家レベルで総括されたわけである。原材料の供給は政府の統制会社から下方へ，そして製品の調達は下方から統制会社へと行なわれた。すなわち，全工場が政府から原材料を供給され受託生産を行なうという形態を取り，いわば政府を頂点とした「政府問屋制」として機能したのである。受託生産の全面的浸透と衣料着用の政府による掌握という展開を踏まえるならば，国民という不特定多数の衣料消費者を掌握した戦中の衣料統制において，一旦は全面既製服化が完遂したとみることも可能である。

終戦直後の繊維産業は，GHQ の指導による米綿消費（過剰綿花処理）から開始された[49]。このとき，綿糸・合繊メーカーの原糸価格維持が主要問題となった。また，織物業では，20世紀前半の問屋制家内工業（力織機工場と委託生産）による多品種少量生産は，世紀後半に綿糸・合繊メーカーの織物業者に対する系列化により，力織機工場を賃織化する形で維持された[50]。どのような生産体制・生産規模であろうとも，力織機工場と委託先は20世紀を通じて，原糸メーカーの機械製原糸の優良な顧客であった。

繊維産業の「指導者」が大日本帝国政府から GHQ に変化したこと，いずれも指導者は繊維原料確保の重要性を知っていたこと，これらには類似性があり，GHQ は戦時衣料統制を「再開」させたとみることができる。

柳田国男は，本稿冒頭で引用した「国民服の問題」のなかで，20世紀初頭から戦中にまでみられた衣裳の変容を「乱雑至極」[51] と罵倒した。その際，綿と絹に素材を特化した近世以来の慣習が大きな要因をなしていると捉え，「一言でいうならば麻の一千年間の便利なる経験を，まるまる省みなかった先覚とやらの誤謬ではないか」[52] と痛烈に批判した。近代日本の繊維産業・衣服産業の歴史は天然繊維喪失の歴史という一面を有したのである。

49）藤井光男『日本繊維産業経営史―戦後・綿紡から合繊まで』日本評論社，1971年，67ページ。
50）以上，同上書，第一編第二章，第二編第二章。
51）柳田国男『木綿以前の事』岩波文庫版，59ページ。
52）同上書，64ページ。